

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局計画課

介護保険最新情報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する
基準の一部改正等について

計13枚（本紙を除く）

Vol.31

平成20年3月28日

厚生労働省老健局計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いたします
　ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(法令係・内線3971)
FAX：03-3595-3670

平成20年3月28日

都道府県介護保険担当主管課（室）
市区町村介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局計画課
振興課
老人保健課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月25日に開催されました第50回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等の経過措置の延長についての諮問及び諮問を了承する旨の報告が取りまとめられ、社会保障審議会より答申が出されたことを踏まえ、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」等が本日公布され、平成20年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせいたします。（別紙参照）

また、貴課（室）におかれましては、管内の関係団体及び関係施設等に対し本答申の内容を周知いただくとともに、本答申を踏まえ、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けた支援及び看取りに関する啓発につき、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

照会先
厚生労働省老健局計画課
企画法令係
TEL 03-5253-1111(内線3971)

明治二十五年三月三十日



(号外)

政令

目次

- 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（七三）
 - 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（七四）
 - 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七五）
 - 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（七六）
 - 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令（七七）
 - 予算決算及び会計令の一部を改正する政令（七八）
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（七九）
 - 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（八〇）
 - 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（八一）
 - 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（八二）

府
令

- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令
(八三)
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令
(八四)

〔府令・省令〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
(内閣府一〇)

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同一)

○職員の兼業の許可に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同一)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働二)

○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(同三)

〔省令〕

○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(総務三七)

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令(同三八)

○戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令
(総務・法務)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整備に関する省令

府令·省令

- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（同二）

省令

- 六 五

〔省 令〕

 - 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（総務三七）
 - 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令
 - 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整備に関する省令

○經濟產業省關係

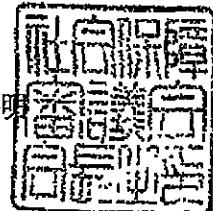
本日公布された法令の「あらまし」は
次のページに掲載されています。

写

社保審発第4号
平成20年3月25日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について
(答申)

平成20年3月25日厚生労働省発老第0325001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする。

- 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策に取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
- 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。

写

分介発第 0325001 号
平成 20 年 3 月 25 日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 順



指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正について（報告）

平成 20 年 3 月 25 日厚生労働省老第 0325001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

諮問のとおり改正することを了承する。

なお、当該経過措置の延長に当たっては以下の措置を講ずるとともに、重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年 9 月末までに結論を得るものとする。

1. 各介護老人福祉施設等は、看護師の確保に向けた具体的な対策を取り組むとともに、引き続き看取りに関する研修の充実に努めること。
2. 厚生労働省、都道府県及び関連諸団体は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に向けて引き続き支援策を講ずるとともに、各介護老人福祉施設等に対し看取りに関する啓発に努めること。

厚生労働省発老第0325001号
平成20年3月25日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
舛添 要一

諮詢書
(重度化対応加算等の経過措置の見直しについて)

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第5項の規定に基づき、
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚
生省告示第19号)を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を
求めます。

別 紙

- 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長すること。
- 指定短期入所生活介護、指定特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。

重度化対応加算等の経過措置の見直しに係る諮問について

I これまでの経緯

- 平成18年の介護報酬改定において、介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から、重度化対応加算やこれを前提とする看取り介護加算等を創設した。
また、重度化対応加算及び夜間看護体制加算（以下「重度化対応加算等」という。）の算定に当たっては、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末まで常勤の看護師に代えて常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置（以下「本経過措置」という。）を設けた。
- 本経過措置については、平成19年3月29日の社会保障審議会の答申において、さらに平成20年3月末まで延長することとされたが、その際、①各介護老人福祉施設等について、看護師の確保等に努めるとともに、②厚生労働省及び都道府県は、各介護老人福祉施設等における看護師の確保に対する支援措置を講ずべき旨の意見が付された。
- これを受け、厚生労働省においては、自治体、関係団体及び施設等に対し、看護師の紹介に関する積極的な支援、看護師確保に向けた努力等を要請してきたところであるが、過去2年間の経過措置を経ても、なお常勤の看護師を確保できていない施設の実態や理由について、詳細に把握できていない状況にある。

II 濟問の内容

（1）基本的な考え方

- 本経過措置の延長の結果、重度化対応加算等の算定状況は、介護老人福祉施設の場合、68.8%（3,988施設）となっている（平成20年1月厚生労働省老健局計画課調べ）。

(参考)

平成19年3月の訪問を行った際の介護老人福祉施設における重度化対応加算等の算定状況 63.
8% (平成18年11月分)

- 常勤の看護師に代えて常勤の看護職員で当該加算を算定している施設は、介護老人福祉施設の場合、全体の9.5% (553施設) 存在している。
- このような常勤の看護職員で当該加算を算定している施設については、本経過措置が終了すれば、重度化対応加算等を算定できなくなるが、これにより、これらの施設で24時間の看護体制や看取りのための体制がとられなくなれば、入所者にとっての安心やサービスの質を維持することができなくなる。
- こうした過去2年間の経過措置を経ても常勤の看護師を確保できていない施設や、看護師を確保しているにもかかわらずなお重度化対応加算等を算定していない施設について、今後の重度化対応加算の在り方を検討する観点から、その実態や理由について調査を行うことが必要である。
- このため、これらの調査に要する期間等を考慮し、平成20年9月末までの間、本経過措置を延長することとし、当該調査の結果を踏まえ、介護給付費分科会において、本年10月以降の本経過措置の取扱いについて御議論いただくこととした。
- なお、経過措置を延長した場合であっても、現時点においてもなお当初想定したよりも重度化対応加算等の算定率が低いことから、介護保険財政への影響は想定されない。

(参考)

重度化対応加算等の導入当時の検討時のデータでは、75%程度の施設で重度化対応加算等が算定されるものと想定していた。

(2) 具体的な改正内容

重度化対応加算の経過措置の延長

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長することとする。

夜間看護体制加算の経過措置の延長

- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年9月30日まで延長することとする。

(参考 1)

重度化対応加算等について

- 介護老人福祉施設等において、それぞれ重度化対応加算については次の①～⑤の要件、夜間看護体制加算については次の①・②の要件（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る夜間看護体制加算については①・②に加え※の要件）を満たす場合に、入所者1名につき1日当たり10単位を加算するもの。

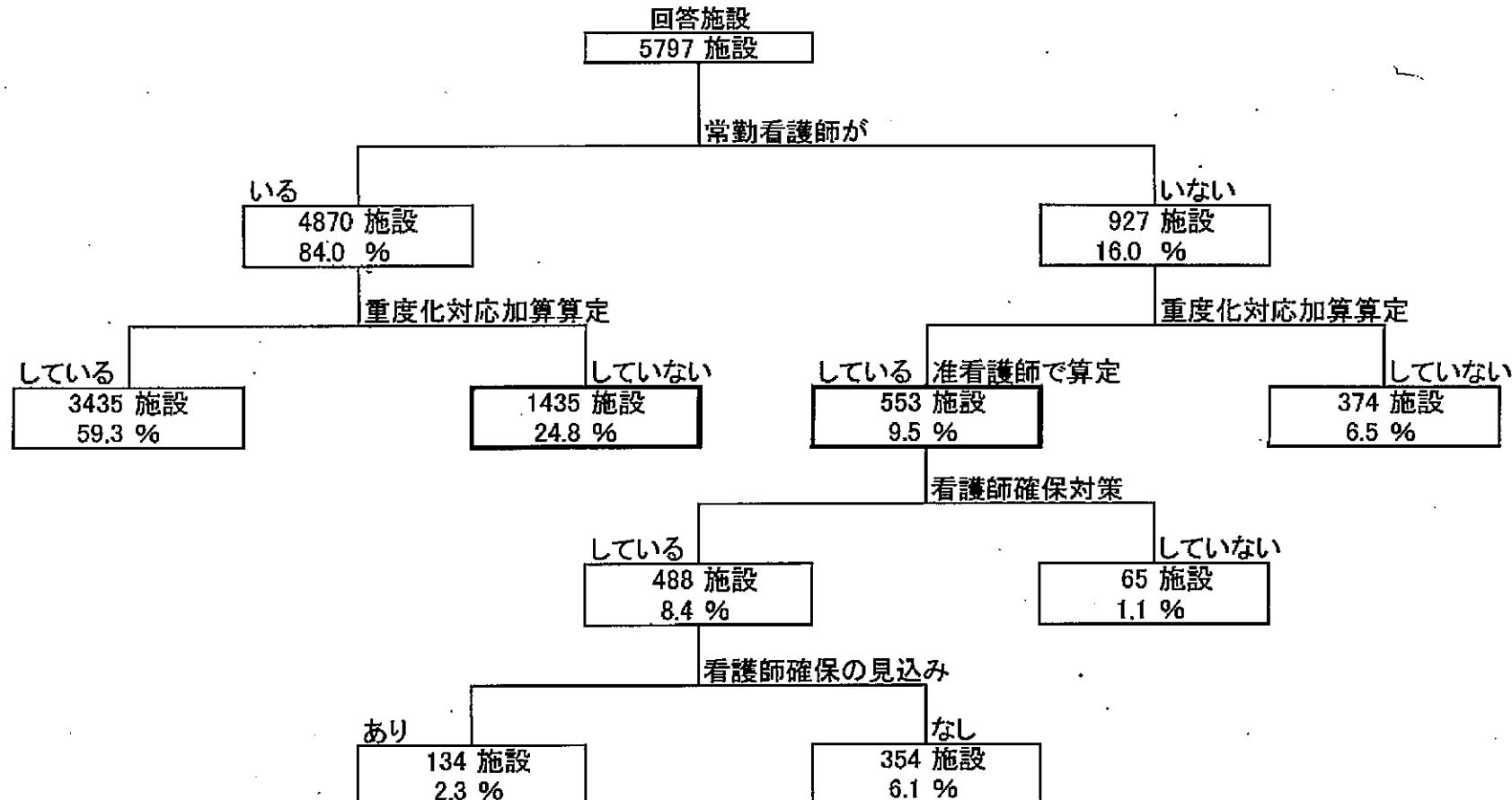
重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師（平成20年3月までは常勤の看護職員）を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、2.4時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
 - ④看取りに関する職員研修を行っていること。
 - ⑤看取りのための個室を確保していること。
- ※重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

- また、重度化対応加算が算定されることが、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設において看取り介護を行ったことを評価する「看取り介護加算」の算定条件となっている。
- 重度化対応加算等の算定に当たっては、加算創設当初、看護師の確保に要する期間を考慮して、平成19年3月末までは、常勤の看護師に替え常勤の看護職員でも算定可能、との経過措置を設定した。
- 介護老人福祉施設等における夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備していくために、引き続き平成20年3月末まで経過措置を延長しているところ。

介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定状況



※施設数下の割合(%)は全施設数に対する割合

平成20年1月 厚生労働省老健局計画課調べ